

## 20 酒類における有機の表示基準

酒類における有機の表示基準（平成12年国税庁告示第7号。以下「表示基準」といいます。）は、日本農林規格等に関する法律（JAS法）の一部改正に伴い、令和4年10月1日に廃止され、令和8年10月1日以降、酒類に「有機」、「オーガニック」等と表示する場合には有機JAS認証を取得し、有機JASマークを付すことが必要となりました。一方で、令和7年9月30日までに酒類の製造場から移出し又は保税地域から輸入する酒類については、引き続き表示基準に基づく表示を行うことができる旨の経過措置を設けています。

### 酒類における有機の表示基準（概要）※

#### 1 有機農畜産物加工酒類における有機等の表示

次の基準を全て満たす酒類（有機農畜産物加工酒類）については、酒類の容器又は包装に有機等の表示をすることができます。

##### (1) 原材料及び使用割合

- ・ 使用する原材料は、「日本農林規格等に関する法律」（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」といいます。）に基づく格付けをされた有機農産物、有機加工食品又は有機畜産物であること。
- ・ 有機農畜産物等の重量の割合が95%以上であること。
- ・ 食品添加物は、製造に必要な最小限度の量であること。

##### (2) 製造その他の工程に係る管理

製造の方法は、物理的又は生物の機能を利用した方法による等の一定の条件を満たしていること。

##### (3) 品目の表示

- ・ 酒類の品目の表示に併せて「（有機農畜産物加工酒類）」又は「（有機農産物加工酒類）」（有機畜産物を原材料として使用していないものに限ります。）と表示されていること。
- ・ 「（有機農畜産物加工酒類）」又は「（有機農産物加工酒類）」の表示の文字の書体及び大きさは、酒類の品目の表示の文字と同じであること。

なお、我が国のJAS法に規定する格付制度と同等の制度を有する諸外国から輸入される酒類については、一定の要件の下に、上記(1)及び(2)の基準を満たすものとして取り扱います。

#### 2 有機農畜産物等を原材料に使用した酒類における有機農畜産物等の使用表示

有機農畜産物等を原材料に使用した有機農畜産物加工酒類以外の酒類については、次の要件を全て満たしている場合に、有機農畜産物等を原材料に使用していることの表示をすることができます。

- (1) 酒類の品目の表示に併せて「（有機農畜産物〇%使用）」と表示されていること。
- (2) 有機農畜産物等の使用表示は、酒類の一般的な名称又は商品名と一体的でないこと。
- (3) 有機農畜産物等の使用表示に使用する文字は、次によること。

イ 有機農畜産物等の使用割合が50%以上のものは、商品名の文字の活字のポイント（日本産業規格Z8305（1962）に規定するポイントをいいます。以下同じ。）よりも小さいものであること。

ロ 有機農畜産物等の使用割合が50%未満のものは、二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示等の文字の活字のポイントを超えないものであること。

※令和7年9月30日までに酒類の製造場から移出し又は保税地域から輸入する酒類について適用する。

## (参考) 酒類における有機の表示例

### 1 有機農産物加工酒類の場合


|  |   |   |
|--|---|---|
| <p>お酒は二十歳になってから</p> <p>原材料名<br/>米(国産)、米こうじ(国産米)<br/>精米歩合 60%<br/>製造者<br/>△△酒造株式会社<br/>〇〇県〇〇市1-1-1<br/>内容量 360ml<br/>アルコール分<br/>15度以上 16度未満<br/>製造年月 令和4年3月</p> | <p>〇〇正宗</p> <p>有機純米吟醸酒</p> <p>清酒(有機農産物加工酒類)<sup>(1)</sup></p> | <p><b>【製造等の要件】</b><br/>(原材料)<br/>有機JAS格付の有機農産物等を95%以上使用<br/>(添加物)<br/>製造に必要な最小限量<br/>(製造工程管理)<br/>物理的又は生物の機能を利用した製造の方法による等の一定の条件を満たす</p> <p><b>【表示の要件】</b><br/>(1) 品目表示に併せて「(有機農産物加工酒類)」と表示されていること。</p> |
|--|---|---|

### 2 有機農産物等を原材料に使用している場合 (有機農産物等の使用表示)

|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>お酒は二十歳になってから</p> <p>有機米使用<sup>(3)</sup></p> <p>原材料名<br/>米(国産)、米こうじ(国産米)<br/>精米歩合 60%<br/>製造者<br/>△△酒造株式会社<br/>〇〇県〇〇市1-1-1<br/>内容量 360ml<br/>アルコール分<br/>15度以上 16度未満<br/>製造年月 令和4年3月</p> | <p>〇〇正宗</p> <p>純米吟醸酒<sup>(2)</sup></p> <p>清酒(有機農産物80%使用)<sup>(1)</sup></p> | <p><b>【製造等の要件】</b><br/>(原材料)<br/>有機JAS格付の有機農産物等を使用</p> <p><b>【表示の要件】</b><br/>(1) 品目表示に併せて「(有機農産物80%使用)」と表示されていること。<br/>(2) 「有機米使用」の文字が、酒類の一般的な名称(純米吟醸酒)又は商品名(〇〇正宗)と一体的でないこと。<br/>(3) 有機農産物等の使用割合が50%以上であるので、「有機米使用」の文字の活字のポイントが、商品名の文字の活字のポイントよりも小さいものであること。</p> |
|---|--|--|

・ 有機農産物等の使用割合が50%未満である場合は、「有機米使用」の文字の活字のポイントが、二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示等の文字の活字のポイントを超えないようにする必要があります。

(参考) JAS 法における有機酒類の表示例

|   |  |   |
|---|--|---|
| <p>お酒は二十歳<br/>になってから</p>  <p>認証機関名<br/>認証番号</p>                        | <p>(注3)</p> <p>有機純米吟醸酒</p> <p>〇〇</p> <p>正宗</p> | <p>【製造等の要件】(注1)</p> <p>(原材料)<br/>有機 JAS 格付の有機農産物等を95%以上使用</p> <p>(添加物)<br/>有機加工食品の日本農林規格別表1(令和5年4月1日以後は別表1-2)に定める添加物であって製造に必要な最小限量</p> <p>(製造工程管理)<br/>有機加工食品の日本農林規格に定める製造の方法</p> |
| <p>品目 清酒(注3)<br/>原材料名(注4)<br/>有機米(国産)、有機米こうじ(国産米)<br/>精米歩合 60%<br/>製造者<br/>△△酒造株式会社 ○〇県○市○<br/>内容量 360ml<br/>アルコール分<br/>15度以上16度未満<br/>製造年月 令和4年10月</p> |  |   |

(注1) 有機加工食品の日本農林規格(令和4年9月1日財務省・農林水産省告示第18号)に定めるところによる。

(注2) 有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品の格付の表示の様式及び表示の方法(令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第24号)に定めるところによる。

(注3) 酒類に係る有機等の名称の表示は、酒類の品目の表示とは別に、当該酒類の一般的な名称に併せて表示する。

(注4) 酒類に係る原材料名の表示は、有機加工食品の日本農林規格第5条の規定に従い、原材料名として表示すべき名称に「有機」等の文字を記載する。また、「転換期間中」の記載についても、同様とする。